

飯田市ポイ捨て等防止による環境美化を推進する市民条例（原案）

1 条例の前文

飯田市民の良好な生活環境を保つため、飯田市の各地域において、まちづくり委員会をはじめ多くの市民が環境美化のための活動に取り組んでいます。しかしながら、一部の心ない者によるごみの不法投棄は、後を絶たないのが現状です。特に、缶、ペットボトルなどの飲食物の空き容器やたばこの吸い殻等をみだりに捨てる、いわゆる「ポイ捨て」については、良好な生活環境を阻害する要因として看過することができない喫緊の課題となっています。

このような認識のもと、私たちは、多様な主体が協働して行う環境美化のための活動を積極的に支援し、ポイ捨て等の防止に積極的に取り組むことで、地域の良好な生活環境を保全し、より良い環境づくりを推進することを目指して、本条例を制定します。

2 条例の目的

この条例は、飯田市自治基本条例（平成18年飯田市条例第40号）に定める自治の基本原則及び飯田市環境基本条例（平成9年飯田市条例第1号）に定める環境の保全及び創造の基本理念に基づき、法令に定めのあるもののほか、地域の環境美化の推進及びポイ捨て等の防止に関し必要な事項を定め、並びに市、市民及び事業者の責務及びまちづくり委員会の役割を明らかにし、もって多様な主体が協働して健全で豊かな環境を保全し、及び市民の良好で快適な生活環境づくりを推進することを目的とします。

3 定義

この条例において用いる用語の意義は、次に定めるところによります。

(1) 空き缶等

飲食物を現に収納し、若しくは収納していた缶、びん、ペットボトル、弁当容器その他の容器又はたばこの吸い殻、レジ袋、チューインガムのかみかす、紙おむつ、紙くずその他これらに類する物をいいます。

(2) ポイ捨て

空き缶等を回収容器、ごみ箱、吸い殻入れその他の定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいいます。

(3) 市民等

市内に居住し、通勤し、通学し、滞在し、又は市の区域内を通過する者をいいます。

(4) まちづくり委員会

飯田市自治基本条例第14条に規定する委員会等をいいます。

(5) 事業者

飯田市自治基本条例第3条第3号に規定するものをいいます。

(6) 自動販売機設置者

市内で飲食物の自動販売機を設置し、又は管理している事業者をいいます。

(7) 飼い主

飼育動物の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)をいいます。

(8) 公共の場所

市の区域内に存する道路、河川、森林、公園、緑地その他公共の用に供される場所をいいます。

4 市の責務

- (1) 市は、この条例の目的を達成するため、まちづくり委員会の決定に基づく環境美化の取り組みを支援し、並びに環境美化及びポイ捨ての防止（以下「地域の美化」といいます。）に関し必要な施策を実施しなければなりません。
- (2) 市は、市民等、事業者及び飼い主に対し、地域の美化に関する啓発を行います。

5 市民等の責務

- (1) 市民等は、地域の美化に関する意識を高め、地域における清掃活動に積極的に参加する等良好な生活環境の保全及び地域の美化に努めなければなりません。
- (2) 市民等は、この条例の目的を達成するため、市の施策及びまちづくり委員会の取組に協力するよう努めるものとします。

6 まちづくり委員会の役割

まちづくり委員会は、その所在する地域自治区の区域において、地域の美化を推進するとともに、市の施策に協力するよう努めるものとします。

7 事業者の責務

- (1) 事業者は、市民等に対し、事業活動により発生する空き缶等のポイ捨ての防止を啓発することに努めなければなりません。
- (2) 事業者は、自己が所有し、又は占有する施設等の環境美化及び従業員（事業者が行う事業に従事する者をいう。）にポイ捨てをさせないようにすることに努めなければなりません。
- (3) 事業者は、この条例の目的を達成するため、市の施策及びまちづくり委員会の取組に協力するよう努めるものとします。

8 ポイ捨て等の禁止

- (1) 市民等は、ポイ捨てをしてはいけません。
- (2) 飼い主は、みだりに飼い犬、飼い猫その他の飼育動物のふんを放置してはいけません。

9 空き缶等の回収容器の設置

自動販売機設置者は、販売する飲食物の空き容器を回収するための容器を自動販売機の設置場所の付近に設置し、これを適正に管理しなければなりません。（不特定多数の者が利用するものに限りません。）

10 喫煙場所の制限

市民等は、公共の場所で喫煙する際は、灰皿等のたばこの吸い殻を回収する容器が設置し

である場所以外では喫煙しないように努めなければなりません。ただし、たばこの吸殻を収納する容器等を自ら携帯し、及びこれを使用しているときは除きます。

11 地域が自ら環境美化を推進するための仕組みと市の支援

(1) 環境美化重点路線

ア まちづくり委員会は、その所在する地域自治区の区域において特に環境美化を推進する必要があると認めた道路について、市長に対し、環境美化重点路線として指定するよう申請することができます。この場合の申請手続きは、市長が規則で定めます。

イ 市長は、環境美化重点路線の申請があった場合で、かつ、これを適当と認めたときは、当該申請に係る道路を環境美化重点路線に指定します。この場合において市長は、必要に応じて、関係行政機関と協議の上、この指定を行うものとします。

ウ まちづくり委員会は、既に指定を受けた内容を変更し、又は指定を解除しようとする場合は、市長に対し申請しなければなりません。この場合における申請手続きは、市長が規則で定めます。

(2) 環境美化重点区域

ア まちづくり委員会は、その所在する地域自治区の区域において、関係する団体、機関等との協定に基づいて環境美化に係る計画を立て、この計画を重点的に推進しようとする区域について、市長に対し、環境美化重点区域に指定するよう申請することができます。この場合における申請手続きは、市長が規則で定めます。

イ 市長は、環境美化重点区域の申請があった場合で、かつ、これを適当と認めたときは、当該申請に係る区域を環境美化重点区域に指定します。

ウ まちづくり委員会は、既に指定を受けた内容を変更し、又は指定を解除しようとする場合は、市長に対し申請しなければなりません。この場合の申請手続きは、市長が規則で定めます。

(3) まちづくり委員会への支援

市長は、環境美化重点路線及び環境美化重点区域においてまちづくり委員会が実施する地域の美化の推進に対する取組について、関係者との協議の上、必要な施策を重点的に実施することができます。

12 監視、調査及び指導等の体制

(1) 環境美化指導員

市長は、地域の美化の推進に必要な指導及び監視その他の活動を行うため、飯田市環境美化指導員（以下「指導員」という。）を置きます。

(2) 不法投棄パトロール員

ア 市長は、地域の美化の推進に必要な啓発、監視その他の活動を行うため、飯田市不法投棄パトロール員（以下「パトロール員」という。）を置きます。

イ パトロール員は、ポイ捨てその他この条例の規定に違反する行為を確認した場合は、市長にその状況を報告するものとします。

(3) 立入調査等

ア 市長は、指導員及び市長の指定する職員（以下「指導員等」という。）に、現にポイ捨てが行われている土地又は自動販売機が設置されている土地若しくは建物に立ち入らせ、調査及び指導をさせることができます。

イ この場合、立入調査する指導員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、その証明書を提示しなければなりません。

ウ この立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなりません。

13 禁止事項などに対する対応

(1) 通報

「8 ポイ捨て等の禁止」及び「9 空き缶等の回収容器の設置」に違反する行為や違反した者を発見した者は、市長に通報するよう努めるものとします。

(2) 勧告

市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を行うよう書面をもって勧告することができます。

ア 公共の場所において、「8 ポイ捨て等の禁止」に違反すると認められる者

イ 地域の美化の推進上、市長が必要と認める場所において、「8 ポイ捨て等の禁止」に違反すると認められる者

ウ 「9 空き缶等の回収容器の設置」に違反すると認められる者

(3) 措置命令

市長は、「8 ポイ捨て等の禁止」に違反するとして勧告を受けた者が、定められた期限までに正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう命令することができます。

(4) 公表

市長は、命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その事実を公表することができます。なお、公表しようとするときは、公表される者に対し、あらかじめその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければなりません。

14 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めます。

15 条例の施行

(1) 平成26年4月1日から施行します。

(2) この条例の施行の際現に自動販売機設置者であり、かつ、当該者が現に設置し、又は管理する自動販売機の付近に、販売する飲食物の空き容器を回収するための容器を設置することが著しく困難であると市長が認めた者については、「9 空き缶等の回収容器の設置」の規定は適用しません。

条例原案についての意見等の概要と市の考え方

意見 No.	意見項目	意見内容（要旨）	市の考え方
1	条例の目的	条例の目的で、まちづくり委員会の役割うんぬんは、本条例策定の主旨から少し外れているので割愛されては如何でしょうか。理由では十分理解できますが。	まちづくり委員会の環境衛生担当委員会が条例作成に主体的に関わってきており、地域の環境美化の推進についても、まちづくり委員会の役割など自主的な取組みが大切と考えていますので目的に残すこととします。
2	まちづくり委員会の役割	まちづくり委員会の役割で、「まちづくり委員会は、市の施策に協力するよう努めることとします。」の表記は、「協力」「努める」いずれも完璧でない言葉が繋がると、思いの半分も仕上がらなくなる気がします。「～協力するものとする」と言い切っては如何でしょうか。	まちづくり委員会は、自主的な地域の活動を行う団体であることから、本条では多様な主体が協働して行う取組みを進めるための役割を担うものとして、市が協力を求める旨規定しています。 この表現は、市民の責務及び事業者の責務においても同様に用いており、無理のない範囲での協力を表すため、「努める」という言葉を用いることとしています。
3	禁止事項などに対する対応	禁止事項に対する対応において、公共の場所以外で「7ポイ捨て等の禁止」を破ったら勧告を受けなくても済むのでしょうか。「公共の場所において」を削除しては如何でしょうか。	本条例において「公共の場所」とは、市の区域内に存する道路、河川、森林、公園、緑地その他公共の用に供される場所をいいます。これらの場所は、地域の生活環境に大きな影響を与えるものであり、これらの場所の環境を良好に保つことが公共の利益を守ることとなることから、特に環境保全を担保するための手段として勧告の制度を設けたものです。 一方で個人が権原を有する場所については、その管理に関し、第一次的には当該個人が権利・義務の主体となることから、本条例における勧告の対象から外しています。 ただし、私有地であっても、「地域の美化の推進上、市長が必要と認める場所」にあつては、勧告の対象にできることとしています。
4	監視、調査及び指導等の体制	監視、調査及び指導等の体制において、環境美化指導員の体制はできましたが、指導する場面の条項がありませんが、誰に、何時指導するのでしょうか。	ポイ捨てについては、ポイ捨ての現場を見つけた時点で行為者に対して行う場合と、捨てられたごみから投棄者が判明した時点で連絡して指導する場合とを想定しています。 回収容器の設置については、管理者に対して自動販売機の設置場所で指導することになります。

条例原案についての意見等の概要と市の考え方

意見 No.	意見項目	意見内容（要旨）	市の考え方
5	ポイ捨ての定義 市民の責務 ポイ捨て等の禁止	<p>犬の糞の始末について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定義の項で「放置」を定義してほしい。 ・‘飼い主に対し’は、何と関連付けられるのでしょうか。 ・市民の責務の項で、飼い主の義務についても言及してほしい。 <p>参考条例 小布施町廃棄物の不法投棄の防止に関する条例 (飼い主の遵守事項) 第9条 飼い犬（所有者のある犬をいう。以下同じ）の所有者（所有者以外の者が飼養し、及び管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主」という。）は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 飼い犬の糞を処理するための用具を携行すること。 (2) 公共の場所及び他人の土地等を飼い犬の糞で汚したときは、飼い主は直ちに適正な処理を行うこと。 	<p>犬のふんの始末に関する飼い主のマナーに係る規定についての御意見をいただきました。</p> <p>1 「放置」の定義、「飼い主に対し」について 「放置」は、法令において、そのままにしておくことの意味で一般に使用されている言葉であり、特別に他の意味を持たせることを想定していないため、本条例においても未定義で使用することとしています。 また、「飼い主に対し」は、市が地域の美化に関する啓発を行う対象として関連付けられます。本条例においては、飼育動物の飼い主に対し、環境美化の観点からふんの放置の禁止を規定しておりますが、その他の義務については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づいてマナーの向上を啓発していきます。</p> <p>2 市民の責務の項において飼い主の義務を規定することについて 本条例では、飼い犬のほか、飼い猫その他の飼育されている動物のふんについても放置を禁止することを規定しています。したがって、お示しいただいた条例のように具体的に飼い主の義務を規定することはできませんが、飼い主には、ふんの放置の防止において必要な措置を講じる義務があります。 また、市民のうち、特に飼育動物の飼い主に課せられる義務としての規定であることから、市民全体の責務の規定に含めることにはしていません。</p>

条例原案についての意見等の概要と市の考え方

意見 No.	意見項目	意見内容（要旨）	市の考え方
6	ポイ捨てされたものの回収	<p>「ポイ捨て」されたものの回収について盛り込まれていません。検討された上で、回収について盛り込んでいない理由があると想像はできるのですが、実際に施行するなら回収についても踏み込んでいただきたかった。この条例により、職員やボランティアの見回りで常習的な小規模な不法投棄について行政が関わることになることは良いと思います。一方現場を押さえるなど、投棄者が特定できない場合は、この条例は絵に描いた餅となり、市民としては人件費がもったいないと思います。</p> <p>日々市民として自宅周辺等でポイ捨てされたものは、自宅で分別し有料のごみ袋を使用して指定日に出しています。条例施行後、回収については明記されていませんが、「ポイ捨て」を発見した市民が、職員やボランティアの方に連絡してわざわざ呼び出して回収してもらおうと想定されているということでしょうか。現実的に、市民として妥当と感ずるのは、「ポイ捨て」の通報は、職員やボランティアへ連絡するとしても、常習性のない「ポイ捨て」ごみの回収は、指定のごみ袋を通報者に一枚でもいただければ、通報が増えるし美化につながると考えられます。通報が増えれば、人件費も無駄になりにくいのではないのでしょうか。</p>	<p>日頃から地域の環境美化にご尽力いただき感謝いたします。</p> <p>ポイ捨ても不法投棄であり、投棄した者が片付けることが原則ですが、その多くは、行為者が特定されず、土地所有者や施設管理者、地域ボランティアなどに回収いただいているのが現状です。現在も、地域の奉仕活動で公共区域の清掃活動を行う個人や各種団体に対しては、ごみ袋を交付する支援をしておりますので、ご活用いただき地域の美化にご協力いただければ幸いです。</p> <p>条例案では、多様な主体が取り組む地域の美化活動を支援することで、ポイ捨てを許さない意識を醸成することとし、不法投棄パトロール員や環境美化指導員の配置による監視体制の強化や、さらに環境美化重点路線や環境美化重点区域での市民や事業者等の美化活動を重点的に支援をすることとしています。</p>